

職域部門（国土交通省 国土地理院 測地部測地基準課）
 《山岳部や離島の厳しい環境の中、測地基準点の整備及び維持管理に尽力》

名称・所在地・代表者・沿革等	組織の概要等
<p>国土交通省 国土地理院 測地部測地基準課</p> <p>茨城県つくば市北郷1番</p> <p>測地部測地基準課長 いわた まさお 岩田 昭雄</p> <p style="text-align: center;">（測地基準課長以下10名）</p> <p>明治2.4 民部官庶務司戸籍地図掛設置 明治21.5 参謀本部陸地測量部発足 昭和20.9 内務省地理調査所設置 昭和23.7 建設省地理調査所に名称変更 昭和35.7 建設省国土地理院に名称変更 平成13.1 国土交通省国土地理院に名称変更 平成16.4 測地部測地基準課設置</p>	<p>国土地理院は、明治2年の民部官庶務司戸籍地図掛を起源とし、時代とともに組織の変遷を遂げながら、昭和35年に建設省地理調査所より改称したものである。その間、一貫して土地の測量及び地図の調製に関する実務を担ってきた。これにより、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に貢献している。</p> <p>具体的には、地球上における日本列島の正確な位置を求め、すべての地図の基礎となる基本図を作るとともに、最新技術を活用して防災対策等を推進し、災害の備えとなる防災地理情報等を提供する業務を実施している。すなわち、国土を測る、描く、守る、伝える職務を担っている。</p> <p>測地部測地基準課は、明治期からの職務を引き継ぐ部署として平成16年4月の組織改編により設置されたものである。我が国国土の骨格を形成すべく正確な位置の基準を各地点に定めるため、日本経緯度原点、日本水準原点、三角点、水準点の設置、維持管理を担っている。</p>

顕彰理由

今年には明治政府が近代測量に着手して150年の節目の年である。測地基準課は、民部官庶務司戸籍地図掛の時代から位置の基準（緯度・経度、高さ）を定め、急峻な山岳部や上陸困難な離島を含む三角点や長距離かつ長期間の精密測定を繰り返す水準点を設置、維持してきた。これらは国家の測量体系の根幹をなすもので、最高の技術力を有する職員自らが長年にわたり実施しており、国土の正確な把握と明示、排他的経済水域を含む領土・領海での経済活動の樹立、各種社会資本整備の基本となるもので、社会の安全・安心の確立に貢献し、公務の信頼を高めることに寄与してきた。

理由詳細

1 職務の内容・重要性

測地部測地基準課は、位置の基準の整備及び維持管理、具体的には、全国に統一した位置情報を付与するための基準となる日本経緯度原点、日本水準原点の維持管理、全国の位置の骨格を形成する三角点、高さの基準である水準点への標石の設置を行い、各々に正確な位置（緯度、経度）と高さを与えるための測量、維持管理に関する職務を担っている。

これらの職務は、我が国の国土を正確に把握・明示し、各種社会資本整備の基本となるものであり、また離島の位置情報は、排他的経済水域の範囲の決定につながり、領土・領海における経済活動の基本ともなるもので、国土の管理と保全、社会の安全・安心の確立に貢献する、極めて重要なものである。加えて、山の標高や観光地などの各地の代表地点の位置を提供する、国民にも親しみのあるものである。

とりわけ地殻変動が活発な我が国では、地震直後の速やかな測量や火山活動時の繰り返し測量により、正確な位置や高さを常に維持することで、地震や火山活動の状況把握、被災地の復旧・復興に大きく寄与するものとなっている。

2 職務の特殊性・勤務環境

現地での測量作業に関しては、10万点余りの三角点のうち内陸部のものは、多くが高山の山頂に設置されているため、測量に必要な重量機材の運搬を伴った徒歩による長時間の移動などの困難を伴うもので、滑落や高山病などの危険に最大限の配慮を必要とするものである。

また、離島の三角点については、その往復や現地作業のため船舶に長期間滞在するとともに、港が無い場合、重量機材の運搬を伴う瀬渡しによる接岸や、ゴムボート又は泳いでの上陸となり、足場の悪い場所での作業を要するなど、転覆や滑落、窪地の火山ガス、熱中症などの危険に最大限の配慮を必要とするものである。

水準点については、約2km間隔に約17,000点設置しており、高精度な高さを与えるため0.1mm単位で測定し、徒歩での移動を繰り返しながら1日当たり400回程度の測定を連日行うもので、この作業は、炎天下や寒風吹き荒れる環境下においても実施されるものである。

更に、地震時には混乱する被災地に直ちに進入し、復旧工事を行えるよう機能不全に陥った位置の基準を復旧するための測量を実施し、また、火山噴火時には、火山の活動状況を把握するため、噴火する火山の近傍で連日測量を実施するものである。

これらは、危険や困難を伴う忍耐力の必要な作業を地道に遂行するものであるが、領土・領海・排他的経済水域の礎を築いた誇りと充実感が得られるものである。

3 公務の信頼の確保・向上

国家機関の測量は統治行為そのものであり、明治より150年歴代職員のたゆみない努力と精神的、肉体的に多くの負担を伴う勤務を通じ、国土の管理・保全、社会の安全・安心に必要不可欠な正確な位置の基準の整備、維持管理、提供に関わる職務が強い使命感により確実に遂行されており、公務の信頼性の確保と向上に寄与している。